「第４次かすがい男女共同参画プラン（中間案）の概要

１ 施策の背景･趣旨

1987 年に「かすがい女性計画」の策定、2003 年に「春日井男女共同参画推進条例」の制定など、長期にわたり、男女を取り巻く問題の解決や環境整備、意識啓発などの各種施策を積極的に推進してきた。2027 年３月に「第３次かすがい男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、これまでの取組や昨年度に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」結果等を踏まえ、策定するもの。

２ プランの位置づけ

○「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項及び「春日井市男女共同参画推進条例」第９条に基づき策定する市の基本計画
○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第６条第２項、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）第２条の３第３項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）第８条第３項に基づく「市町村基本計画」
○ 「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の「第６次男女共同参画基本計画」や愛知県の「あいち男女共同参画プラン 2030」などを踏まえた計画

３ プランの期間

2027 年度から 2031 年度までの５年間

４ 基本理念(春日井市男女共同参画推進条例第3条)

５つの基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現をめざす
(1) 男女の人権の尊重
(2) 社会における制度又は慣行が及ぼす影響への配慮
(3) 施策等の立案及び決定への共同参画機会の確保
(4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮
(5) 国際的協調

５ めざす姿

互いに個性を尊重し　誰もが自分らしく輝ける社会

6　施策の体系

めざす姿

互いに個性を尊重し　誰もが自分らしく輝ける社会

基本目標	基本的施策	取組
基本目標Ⅰ あらゆるライフステージで希望する生き方ができる社会	1 全ての人が希望する働き方を選択できるワーク・ライフ・バランスの推進	①働きやすい職場環境の整備 ②仕事と家庭生活との両立のための取組 ③働き方改革の推進 ④子育て・保育サービスの充実 ⑤介護サービス・介護予防サービスの推進 ⑥男性の主体的な家事・育児・介護の促進 ⑦市役所における両立支援の実施
	2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	⑧審議会などへの女性委員の積極的登用 ⑨事業者などへの女性の参画促進・啓発 ⑩男女共同参画を推進する人材の育成
	3 生涯を通じた健康づくり支援	⑪育児相談・保健指導の充実 ⑫心身の健康保持・増進のための環境整備 ⑬性差を考慮した相談体制の充実 ⑭性・命に関する教育の充実
基本目標Ⅱ 誰もが安全安心に暮らせる社会	1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実	⑮DVに対する正しい知識の普及・啓発 ⑯DV相談・被害者支援 ⑰ストーカー・性犯罪等防止対策と被害者への支援 ⑱セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進
	2 人権の尊重と困難を抱える人への支援	⑲性の多様性への理解促進 ⑳高齢者・障がい者への支援 ㉑孤独・孤立対策 ㉒ひとり親家庭への支援 ㉓在住外国人への支援
	3 ジェンダーの視点からの防災の取組	㉔防災活動への男女共同参画の推進 ㉕防災の現場（避難所）におけるジェンダーの視点を取り入れた支援
基本目標Ⅲ 多様な選択を認め合える社会	1 女性・若者にも選ばれる地域づくり	㉖男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の促進 ㉗安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの女性の参画拡大 ㉘就業・キャリアアップのための支援 ㉙起業などへのチャレンジ支援 ㉚事業者などに対する啓発と取組への支援 ㉛自営業における女性の活躍促進 ㉜男女共同参画拠点施設（レディヤンかすがい）の事業の充実 ㉝アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消に向けた啓発
	2 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	㉞子どもの頃からのジェンダー平等の理解と促進 ㉟ジェンダー平等の視点に立った学習機会の提供 ㊱教育・保育に携わる者や市職員に対するジェンダー平等意識の浸透 ㊲ジェンダー平等意識の啓発と情報提供

※基本目標欄には、SDGsの17の目標のうち、関連する目標を明記しています。
※3つの「基本目標」、8の「基本的施策」、37の「取組」を体系化し、本プランを着実に推進していきます。